

# 予防技術検定模擬テスト

## －解説付－

NO.90

**【共通】**問1 次の事項のうち、消防法令上、統括防火管理者が「防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画」に定めることとされていないものを1つ選べ。

- (1) 防火対象物の管理について権原を有する者の当該権原の範囲に関すること
- (2) 自衛消防の組織に関すること
- (3) 防火対象物の全体についての消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること
- (4) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること

**【消防用設備等】**問1 次の文は、消防法施行令第29条の4(必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準)第1項の条文である。この文の空欄にあてはまる語句を下から選べ。

「法第17条第1項の関係者は、この節の第二款から前款までの規定により設置し、及び維持しなければならない同項に規定する消防用設備等(以下この条において(①)という。)に代えて、総務省令で定めるところにより(②)が、その(③)(火災の拡大を初期に抑制する性能、火災時に安全に避難することを支援する性能又は消防隊による活動を支援する性能をいう。以下この条において同じ。)が当該通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認める消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設(以下この条、第34条第7号及び第36条の2において(④)という。)を用いることができる。」

- A 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
- B 通常用いられる消防用設備等
- C 防火安全性能
- D 通常用いられる消防用設備等と同等以上の防火安全性能
- E 総務大臣
- F 消防長又は消防署長

**【消防用設備等】**問2 以下の場所のうち、消防法上、「煙感知器を設置しない場所」として誤っているものを1つ選べ。

- (1) 感知器の取付け面の高さが20mである場所
- (2) 天井裏で天井と上階の床との間の距離が0.6mの場所
- (3) 著しく高温となる場所
- (4) 結露が発生する場所

**【防火査察】**問1 消防法(以下「法」という。)の違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法の罰則は、命令違反を前提とする罰則規定と規定違反に対する直接の罰則規定に分類され、命令違反を前提とする罰則規定を適用するためには、命令を発動し、罰則の適用を促すための告発をする必要がある。
- (2) 法第4条に規定する立入検査を関係者が正当な理由がなく拒否等した場合の罰則は、法44条に規定されているが、当該罰則規定を適用するためには、罰則の適用を促すための告発をする必要がある。
- (3) 違反処理基準とは、警告、命令、認定の取消しへの移行時期等を示したものであるが、警告は、命令の前段的措置として行うのが原則であり、性質上行政指導であるので、警告自体には法的な強制力はない。
- (4) 法第8条の2の3第5項違反(特例認定防火対象物における管理権原者の変更届出違反)については、法46条の5により過料が規定されているが、当該過料を適用するためには、過料の適用を促すための告発をする必要がある。

**【防火査察】**問2 消防法(以下「法」という。)の違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第5条の2第1項第1号の「履行されても十分でなく」とは、義務者が履行の着手はしたが求められた措置の内容を完全には履行しない場合をさすものである。
- (2) 法第3条第2項中の「確知」とは、名あて人が現場に居合わせる場合等、氏名及び住所を知ることができる場合に限らず、その者を特定することのできる場合の全般をいう。
- (3) 法第3条第1項命令の発動要件である「消火、避難その他の消防活動に支障になると認める」とは、消火、避難その他の消防活動に支障になる場合一般をいい、必ずしも公設消防の活動に支障となる場合に限られず、防火対象物の関係者の消火や避難の活動も含むものである。
- (4) 法第3条第2項に基づく措置の(一般的に略式の代執行と呼ばれている)措置権者は、法第3条第1項の措置権者と同じであり、消防長、消防署長及び消防吏員である。

**【危険物】**問1 第4類の危険物に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 液体であって、引火の危険性を有する。
- (2) 第3種の消防設備のうち「水蒸気消火設備又は水噴霧消火設備」は適応不可である。
- (3) 炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避ける。
- (4) 第2類、第3類又は第5類の危険物との混載は禁止されていない。

## 【行政手続】

問1 答 (4)

- 解説 (1) 規制的行政指導であるため、誤り。  
 (2) 法令上の根拠による行政指導もあるため、誤り。  
 (3) 受益的行政指導であるため、誤り。  
 (4) 正しい。  
 (5) 警察比例の原則に反するため、誤り。

## 【消防】

問1 答 (3)

解説 前進指揮所の位置は、煙に汚染されない進入口付近とする。

問2 答 (4)

解説 放射線の強さは距離の二乗に反比例する。

問3 答 (2)

解説 下命する場合に、その手段、方法まで詳細に付与することは得策ではない。具体的に任務を示して、実現のための手段・方法は受命者に任せる。部下に対する信頼を基盤とする姿勢が大切である。

## 【臓器】

問1 答 (3)

解説 死後硬直は心停止後約30分～2時間で頸関節から出現しはじめることが多い。6～8時間で全身の諸関節に及び、12～18時間でもっとも強い硬直の状態となる。

問2 答 (5)

解説 誤嚥予防は回復体位、腹壁緊張時はファウラー位、妊娠後期は左側臥位、呼吸困難時は起坐位が適する。

問3 答 ア 一類 イ 都道府県知事 ウ 保健所  
エ 保健所 オ 連絡体制

## 予防技術検定模擬テスト

## 【共通】

問1 答 (2)

- 解説 (1) ○ 消防法施行規則第4条第1項第1号参照。  
 (2) × 消防法施行規則第4条第1項各号には列記されていない。自衛消防の組織に関するこ<sup>と</sup>(消防法施行規則第3条第1項第1号イ)は、消防法8条に基づき、個別の防火対象物の消防計画で定めることと位置づけられている。  
 (3) ○ 消防法施行規則第4条第1項第3号参照。  
 (4) ○ 消防法施行規則第4条第1項第4号参照。

## 【消防用設備等】

問1 答 ① B ② F ③ C ④ A

解説 消防法施行令第29条の4参照。

問2 答 (2)

- 解説 (1) ○ 消防法施行規則23条第4項第1号イ参照。  
 (2) × 消防法施行規則23条第4項第1号ハ参照。0.5m未満とされている。  
 (3) ○ 消防法施行規則23条第4項第1号ニ(二)  
 (4) ○ 消防法施行規則23条第4項第1号ニ(ト)

## 【防火査察】

問1 答 (4)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。  
 (2) 違反処理マニュアルにより適當。  
 (3) 違反処理マニュアルにより適當。  
 (4) 過料は刑罰でないので、告発などの刑事訴訟法の適用はなく、一般手続きとして非訟事件手続き法により、消防機関が過料に処せられるべき者の住所地の地方裁判所に通知する必要があるので、不適当。

## 【防火査察】

問2 答 (4)

- 解説 (1) 法及び違反処理マニュアルにより適當。  
 (2) 法及び違反処理マニュアルにより適當。  
 (3) 法及び違反処理マニュアルにより適當。  
 (4) 法第3条第2項(略式の代執行)の措置権者は、法第3条第1項とは異なり、消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村の長であるので、不適当。

## 【危険物】

問1 答 (2)

解説 第4類の危険物は引火性液体であり、液表面付近の可燃性混合気が火源により引火し、火災・爆発を生じる危険性を有する。そのため、蒸気の発生・拡散と可燃性混合気の形成、火源管理、酸化性物質との接触等に留意することが重要となる。消火には、泡などの窒息消火方法が用いられ、水蒸気消火設備等もその窒息効果により消火するものである。

## 〔参照条文〕

消防法別表第1備考第10号

危険物の規制に関する政令第25条第1項第4号、別表第5

危険物の規制に関する規則別表第4

問2 答 (4)

解説 危険物は、原則として試験において一定の性状を